

「安全報告書（2018年）」

都城市高城地区索道施設安全報告書

鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 19 条の 4 及び都城市高城地区索道施設安全管理規程（平成 19 年 1 月 26 日都城市訓令第 18 号）第 2 条第 3 項に基づき安全報告書を公表します。

【観音池公園 リフト】



1 利用者の皆さまへ

当市の索道事業（観音池公園リフト）に対して、日頃より御利用、御理解を頂き誠に有難うございます。当市は、経営理念の第一に「安全確保」を掲げ法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組み及び安全の実態について、自ら振り返るとともに、広く御理解頂くために公表するものです。皆さまからの声を輸送の安全に役立てたく、積極的な御意見を頂戴できれば幸いです。

都城市長 池田 宜永

2 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

当市の経営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ市長以下従事員に周知・徹底しております。

- 1 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- 2 関係法令等を十分理解するとともに、これを遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行すること。
- 3 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- 4 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは、最も安全と判断される取扱いをすること。
- 5 事故若しくはそのおそれのある事態又は災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全かつ適切な処置を行うこと。
- 6 情報については、漏れなく迅速かつ正確に伝え、透明性を確保すること。

(2) 安全目標

当市の索道輸送安全目標は次表のとおりです。平成29年度に索道運転事故は発生しませんでした。ヒヤリ、ハットした状況を話し合い、引き続き目標達成に向けて取り組むよう努めます。

区分	項目	内容
定量的な目標	設備不具合による事故	乗客の死亡を伴う事故を発生させない。
	人身障害事故	人身障害事故を発生させない。

3 事故等の発生状況

(1) 索道運転事故（索道人身障害事故）

平成29年度の索道運転事故（索道人身障害事故）はありませんでした。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

平成29年度の災害による運行停止はありませんでした。

(3) インシデント

平成29年度の国土交通省へのインシデント報告はありませんでした。

4 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

当市では、輸送や皆さまの安全に役立つよう、3ヶ月毎に施設内の各装置機能及び、取扱いの保守点検について教育訓練を実施しています。今後も、従業員は勿論のこと、アルバイト等の教育訓練も年間計画を策定し実施していきます。また、過去の類似施設の索道運転事故等の内容を参考に、再発防止対策を検討して安全運行に努めます。

(2) 緊急時対応訓練

3ヶ月毎及び、大型連休前等に救助訓練を実施しています。今後も、救助訓練の年間計画を策定し、従業員は勿論アルバイト等の臨時従事者も救助訓練を実施していきます。

(3) 安全のための投資と支出

施設異常早期発見のため、リフトの専門業者（日本ケーブル株）に3ヶ月毎に保守点検を委託しています。また、安全の維持・向上のため、年次整備計画を立て、施設修繕を行っています。平成29年度は、搬器シート交換等を行いました。

【平成29年度 教育訓練・救助訓練】



【平成29年度 施設点検整備状況】

折返し滑車目視点検



荷重制動試験

非常ブレーキ点検



減速機グリス状況点検



書類検査



現場検査

【平成29年度 運輸局保安監査】

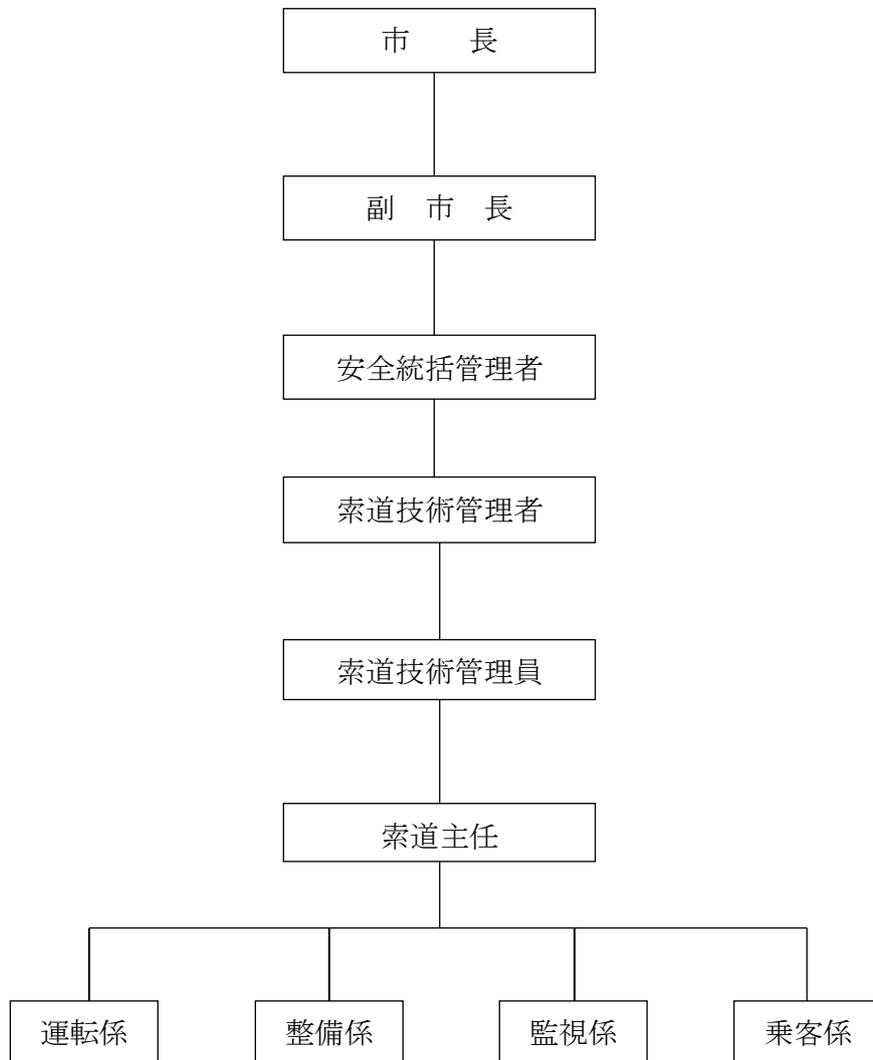


救助訓練



5 当市の安全管理体制

市長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



市長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (産業建設課課長)	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者 (産業建設課主査)	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員 索道主任	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

6 利用者の皆さまの連携とお願い

(1) 「お客さまの声をかたちにしています」

都城市は、お客さまの期待に応えられるように、お客さまの立場にたったサービスの提供に努めています。皆さまからお寄せいただいた声は、真剣に受け止め、より信頼される索道をつくるために役立てます。御意見などがございましたらお寄せください。観音池公園リフトが、皆さまに安全で広く親しまれる施設として、利用されるよう努めていきます。

(2) リフト乗車時の注意事項

- ①乗り方に慣れないお客さまは、係員にそのことを申し出てください。
- ②ハイヒール等で来場のお客さまは、係員が乗降時に危険と判断した場合は乗車をお断りすることがありますので御了承ください。
- ③中間停留所は、乗降のため、座板の位置が低くなります。山頂まで乗車されるお客様は、足が引っ掛かる事があるため中間停留所では、足を上げて通過してください。
- ④空き缶・その他の物品を乗車中のリフトから投げ捨てないでください。
- ⑤搬器を揺らしたり、飛び降りたりしないでください。
- ⑥衣服・携帯品・髪などが、施設に巻きつかないように注意してください。
- ⑦リフトが緊急停止することがあります。その時は、手すりを握ってそのままの状態でお待ちください。
- ⑧かけこみ乗車は危険ですので余裕をもって乗車してください。
- ⑨改札後は係員の指示に従ってください。

7 御連絡先

安全報告書への御感想、当市の安全への取組みに対する御意見をお寄せ下さい。

〒885-1295

宮崎県都城市高城町穂満坊306番地

都城市 高城総合支所 産業建設課

TEL：0986-58-2311（内線251） FAX：0986-58-6119

E-mail：tj-sangyokensetu@city.miyakonojo.miyazaki.jp